

◆雇用分野における「障害者差別禁止・合理的配慮の提供」とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日に施行され、雇用の分野で障害者に対する差別的取扱いが禁止され、障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられました。

募集・採用、賃金、配置、昇進、教育訓練などの雇用のあらゆる局面で、

- ・ 障害者であることを理由に障害者を排除すること
- ・ 障害者に対してのみ不利な条件を設けること
- ・ 障害のない人を優先すること

は障害者であることを理由とする差別に該当し、禁止されています。

合理的配慮とは、

- ・ 募集及び採用時において、障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置
- ・ 採用後においては、障害者と障害者でない人との均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置

のことをいいます。

※詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

◆標語の募集

障害者が差別されることなく、有する能力を十分に発揮して働くことができる社会の実現のためには、障害者を雇用する事業主及び障害者と共に働くみなさまが、当該法の趣旨を御理解いただくことが必要です。

このため、国民のみなさまに当該法の趣旨を御理解いただく契機となるような標語を広く募集いたします。

なお、採用された標語は、ポスターなどの広報に使用するなど、厚生労働省が行う周知・啓発に広く活用する予定です。

◆募集の内容

1. 応募資格 どなたでも応募できます。
2. 作品の内容 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者差別の禁止・合理的配慮の提供の法の趣旨を簡潔に表現しており、広く国民一般に法の趣旨の理解を促すことが期待される内容や、障害者が有する能力を十分に発揮して働くことを応援する内容のものとしします。

3. 応募方法 電子メールにてお送りください。
なお、電子メールでの応募のほか、はがきでも受け付けます。
(1) 標語、(2) 作成者氏名（ふりがな）、(3) 連絡先（住所・電話またはメールアドレス）(4) 所属（公務員の方のみ）を明記して、以下の宛先にお送りください。
【電子メールの場合】 sabekin-gouhai@mhlw.go.jp
・メールの件名は「標語の募集」としてください。
厚生労働省 職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課 雇用援助第二係あて
※ファイルが添付されているメールは受け付けておりません。メールには各種ファイルを添付しないでください。
- 【はがきの場合】
〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省 職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課 雇用援助第二係あて
4. 募集期間 平成 28 年 12 月 16 日（金）まで
5. 発表方法 採用者には書面（電子メールでの応募の場合は電子メールもあわせて）で通知いたします。また、採用作品は、ホームページ等で発表する予定です。
6. その他 (1) 応募作品は、未発表で自作のものに限ります。
(2) 採用作品の著作権は、厚生労働省に帰属することを承諾していただきます。
(3) 採用者の選考は、障害者雇用対策課内に設置する選定委員会にて選定します。
(4) 応募作品の返却はいたしません。
7. 問い合わせ先 厚生労働省 職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課 雇用援助第二係
電話：03-5253-1111（内線 5344）